

「軽症高額該当」についての御案内

特定医療費(指定難病)支給認定の重症度基準を満たしていない場合でも、指定難病にかかる医療費が以下の軽症高額該当の基準を満たしている場合、特例として支給認定を受けることができます。

軽症高額該当の基準

支給認定申請を行う月から過去12か月の間に、指定難病にかかった医療費の総額(10割分)が33,330円を超える月が3か月以上あること。

- ※ 医療費の総額(10割分)とは、自己負担額ではありません。(保険点数×10円が医療費の総額です。)
- ※ 算定の対象となるのは、指定難病にかかる医療費のみです。
- ※ 入院時の食事療養費・生活療養費は除きます。

(例)令和5年10月に、軽症高額該当として申請を行う場合

○…33,330円を超えている ×…33,330円を超えていない

受診年月	令和4年		令和5年									
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
金額	×	○	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○

令和4年11月～令和5年10月の12か月間に、33,330円を超える月が3か月以上ある必要があります。

申請方法

「医療費内訳証明書(様式第12号)」「(医療機関で記入)を提出してください。

- 様式第12号は各保健福祉事務所でも配布しています。
- 申請の際は、新規申請に必要な他の添付書類の提出も必要です。ただし、前回の申請時に提出した書類を再利用できる場合もありますので、申請前に提出先の保健福祉事務所にお問い合わせください。また、前回申請時に保健福祉事務所に提出した臨床調査個人票は、不認定日から1年以内の申請に限り、再度提出の必要はありません。
- 医療費助成の開始時期は、軽症高額該当の基準を満たした日の翌日からとなります。ただし、遡りの期間は原則として申請日から1か月です。(令和5年10月1日より前に遡ることは出来ません)

問い合わせ先

佐賀中部保健福祉事務所	0952-30-1673	鳥栖保健福祉事務所	0942-83-3579
唐津保健福祉事務所	0955-73-4187	伊万里保健福祉事務所	0955-23-5186
杵藤保健福祉事務所	0954-22-2105	佐賀県健康福祉政策課	0952-25-7074